

辰野町子育て世帯訪問支援事業のご案内

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を対象に、訪問支援員が自宅に訪問して家事や育児等の支援を行います。

<対象者>

辰野町に住民票があり、以下に該当する家庭。

- ・家事、育児に不安や負担を抱える家庭
- ・支援が必要な妊婦のいる家庭
- ・ヤングケアラーのいる家庭
- ・その他支援が必要な家庭等

<利用期間>

支援開始日から最大3ヶ月まで利用できます。

その後も継続して支援を受ける必要がある場合は、再度申請が必要です。

<利用時間>

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで。

（休日、祝祭日及び12月29日から1月3日までとお盆を除く。）

1日あたり2時間、1月あたり20時間まで。

上記の時間以外の支援については要相談となります。

※1回1時間単位、1日2回の利用も可能です。

- 例）1日2回利用の場合
- ① 8:30～9:30 食事の片付け・洗濯など
 - ② 15:30～16:30 掃除・買い物の代行など

<支援の内容>

訪問支援員が自宅に伺い、以下のお手伝いをさせていただきます。

- ・家事に関すること（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）
- ・育児、養育に関すること（児のサポート、保育所等の送迎、児童の見守り、外出時の補助等）

<利用料金>

世帯区分	1時間当たりの利用料（円）
（1）生活保護世帯 （2）当該年度分（4月から6月までにあっては前年度分）の住民税が課されていない世帯 （3）虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認める世帯	0
当該年度分（4月から6月までにあっては前年度分）の住民税所得割課税額が77,101円未満の世帯	300
上記以外の世帯	500

支援を実施した月の翌月に、1ヶ月分の料金をまとめた納付書兼請求書をお送りしますので、コンビニ等で支払いをお願いいたします。

裏面

<利用申し込み>

利用を希望される方は、子育て応援課保健師にご相談の上、別紙「辰野町子育て世帯訪問支援事業利用申請書」を提出してください。その後、利用者の方と保健師・訪問支援員で日程や支援内容の打ち合わせをさせていただきます。

支援内容が決まり次第、子育て応援課より利用決定通知書を交付して、利用していただくようになります。

※ ご不明な点等については下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

辰野町役場 子育て応援課 こども家庭センター 電話：0266-41-1111